新型コロナウイルス感染症に関する 事業者の皆様への支援制度のご案内

平素より本県の県政推進につき、格別のご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。 新型コロナウイルス感染症について、政府は昨今の感染拡大の状況を踏まえ、4月7日 付けで特別措置法に基づく緊急事態宣言を行いました。また、県では5月6日までの間、 一部の事業者の皆様に対して休業等の要請を行っており、感染拡大の防止と県民生活の安 定に県の総力をあげて取り組んでいるところです。

国及び県では企業の事業継続、雇用維持を支援するため、各種の取組を行っております。 日々事業を拡充しておりますので、会員企業の皆様への周知にご協力をお願いいたします。 今後も国や関係機関と緊密に連携しながら、事業継続、雇用維持に向けて迅速に対応す るとともに、情報提供に努めてまいります。

記

1 資金繰りの支援

- 中小企業融資制度による対応(兵庫県)
 - 新型コロナウイルス感染症対応資金の創設(5月1日~) 3年間無利子、保証料負担軽減
 - ・ そのほか、新型コロナウイルス対策貸付、危機対応貸付、経営活性化資金、借換 等貸付を提供

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/corona/corona_support2.html#coronasupport2-1

- 特別相談窓口(ひょうご・神戸経営相談センター、県地域金融室)
 https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr08/kinyuusoudanmadoguchi.html
- 政府系金融機関による対応
 - 新型コロナウイルス感染症特別貸付及び特別利子補給制度(当初3年間無利子)
 https://www.jfc.go.jp/
 (日本政策金融公庫)
 https://www.shokochukin.co.jp/disaster/corona.html (商工中金)

2 雇用維持の支援

- 雇用調整助成金の活用(厚生労働省)
 - ・ <u>休業等要請を受けた中小企業が解雇等を行わず雇用を維持している場合であって、</u> 一定の要件を満たす場合、助成率を10/10に引き上げ(5月上旬詳細発表)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

兵庫労働局特別労働相談窓口・ハローワーク助成金デスク
 https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/madoguchi_annai_00002.html

3 休業要請に応じた事業者への給付金

- 休業要請事業者経営継続支援事業(兵庫県)
 - ・ 県の休業要請に応じて、対象施設を期間中休業しているとともに、令和2年4月 又は5月の売上が、前年同月比50%以上減少している<u>県内中小企業等に、最大で中</u> 小法人100万円、個人事業者50万円を支給

https://web.pref.hvogo.lg.jp/sr07/kyugyoshien.html

4 感染症の影響で売上が減少した事業者への給付金

- 持続化給付金(経済産業省)
 - ・ 感染症の影響で、ひと月の売上が前年同月比で 50%以上減少している事業者に、 最大で法人 200 万円、個人事業主 100 万円を支給

https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html

5 その他

新たな事業展開や職場環境整備への支援を含め、各種施策について、県HPで紹介 https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/corona/corona_support_top01.html

【添付資料】

- (1) 兵庫県中小企業融資制度
- (2) 県・市町協調による休業要請事業者経営継続支援事業
- (3) 中小企業のための特別相談窓口

〈令和2年4月27日現在〉









中小企業、融資制度

3年間無利子・保証料負担も軽減!

(5月上旬より県内民間金融機関窓口にて受付開始予定)

※制度開始日は、国の補正予算成立後となります。

① 新型コロナウイルス感染症対応資金

対象者: セーフティネット保証(4号、5号)、危機関連保証の

認定を取得した中小企業者、個人事業主

信用保証料:通常 0.85%・1.05%から減免あり(要件あり 下記※参照)

利 率: **当初3年間 0%**(4年目以降0.7%)(同上※)

期 間: **10 年 (据置 5 年)** 以内

限度額:3,000万円

資金使途:設備・運転資金のほか、信用保証付融資の借換資金

本制度への借換により既存県融資制度の利用者や県融資制度以外の信用保証付融資の利用者も当初3年間の無利子化や保証料の減免を受けることが可能です!

※ 利子・保証料の減免要件について

①個人事業主(小規模企業者)で売上減少5%以上: 当初3年間無利子・保証料0

②上記を除く、中小企業者で売上減少 15%以上: 当初3年間無利子・保証料0

③同上 (売上減少 5%以上 15%未満): 保証料 1/2

(お問い合わせ先等:裏面へ)

-新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少している皆様へ-既存の新型コロナウイルス感染症対策資金も引き続き 利用可能です

(245は5%以上、3は15%以上の売上減少が必要です)

売上減少時の運転資金!

②新型コロナウイルス対策貸付

(経営円滑化貸付)

利率: 年 0.70%(固定)

期間: 10年(据置2年)以内

限度額: 2.8 億円

別粹保証を利用

③新型コロナウイルス危機対応貸付

(経営円滑化貸付)

融資条件:②と同じ

その他: 危機関連保証と連動

一般保証やセーフティネット 保証の別枠が利用可能

④ 経営活性化資金 (新型コロナウイルス対策)

利率:金融機関所定利率

期間:10年(据置1年)以内

限度額: 5,000 万円

その他:取扱金融機関と1年以上の

与信取引等が必要

1週間から10日程度での

融資実行が可能

既能債務の負担輕減!

5借換等貸付(新型コロナウイルス対策)

利率・限度額:②と同じ

期間:10年(据置1年)以内

その他: 県融資制度や H29.3.31 までの

神戸市融資制度の借換により 返済負担の軽減が可能

※取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。 また、主な内容を記載しているため、上記以外の要件等がある場合もあります。

詳しくは、ホームページをご覧ください https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr08/ie05_00000031.html



<問い合わせ先> ※ 融資申込は取扱金融機関が窓口となります



取扱金融機関又は兵庫県産業労働部地域金融室へ 電話 078-362-3321(地域金融室)

県・市町協調による 休業要請事業者経営継続支援事業

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態措置により、兵庫県が行った施設の使用停止や時間短縮の要請に応じてくださった中小法人・個人事業主を対象に、国の持続化給付金に加え、その事業の継続を支えるための支援金を県・市町が協調して支給します。

■対象・支給額

次の3つの要件をすべて満たす中小法人及び個人事業主の方が対象となります。

【要件1】兵庫県内に事業所を置く中小法人及び個人事業主で令和2年3月1日以前に創業していること

【要件2】令和2年4月または5月の売上が前年同月対比で50%以上減少していること

- * 売上の減少は、「事業者の事業全体」または「休業要請等の対象施設(複数の場合は一カ所でも複数でも可)」のいずれでも可能です。
- *令和元年5月2日以降に創業された方の売上の比較方法については募集要項をご覧ください。

【要件3】県の休業要請等に応じて、対象となる施設を期間中、継続して休業していること

≪4/15~5/6 休業要請等≫

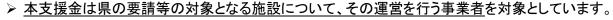
対象種別	休業等要請に係る 床面積要件・その他要件	1事業者あたりの給付額
遊興施設		
劇場等		① 4/15~4/21 の間に休業を開始し、5/6 まで継続して休業
集会•展示施設	なし	中小法人 100 万円 個人事業主 50 万円
運動•遊技施設		② 4/22~4/28の間に休業を開始し、5/6まで継続して休業
博物館等		中小法人 60 万円 個人事業主 30 万円
学習塾等	床面積 100 ㎡超	③ 4/29に休業を開始し、5/6まで継続して休業
商業施設(生活必需物資・ 生活必需サービス以外)	床面積 100 ㎡超	中小法人 30 万円 個人事業主 15 万円

対象種別	休業等要請に係る 床面積要件・その他要件	1事業者あたりの給付額
ホテル・旅館	集会の用に供する部分	④ 4/15~4/21 の間に使用停止あるいは時間短縮を開始し、 5/6まで実施 中小法人 30万円 個人事業主 15万円
飲食店等食事提供施設	夜 20 時~朝 5 時営業休止 酒類提供は夜 19 時~朝5時休止	 ⑤ 4/22~4/28 の間に使用停止あるいは時間短縮を開始し、5/6まで実施中小法人 20万円 個人事業主 10万円 ⑥ 4/29 に使用停止あるいは時間短縮を開始し、5/6まで実施中小法人 10万円 個人事業主 5万円

≪4/29~5/6 休業の協力依頼≫

対象種別	休業の協力依頼に係る 床面積要件・その他要件	1事業者あたりの給付額
学習塾等	床面積 100 m [®] 以下	⑦ 4/29 に休業を開始し、5/6 まで継続して休業
商業施設(生活必需物資・ 生活必需サービス以外)	床面積 100 m [®] 以下	中小法人 30 万円 個人事業主 15 万円 ※複数の休業要請等に対応する場合でも、1事業者当たり
ホテル・旅館等	行楽を主目的とする宿泊事業に供する 宿泊施設(ホテル、旅館等または民泊)	

* 県が休業要請等を行っている対象施設の詳細は、兵庫県のホームページに掲載しています。 https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/coronakyugyouyosei0414.html#coronakyugyouyosei03



▶ 支援金の交付は1事業者につき1回限りとなります。



* 中小法人・個人事業主の範囲は次のとおりです (業種毎にいずれかに該当のこと)

業 種	資本金	従業者数
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下 (旅館業は 200 人以下)
その他	3 億円以下	300 人以下

※みなし大企業は本支援金の対象外とします。詳しくは要項をご覧ください。

申請手続き等(詳しくは募集要項をご覧ください)

■募集要項公表: 4月28日(火)より、兵庫県ホームページで公表します。

■申請受付期間:4月28日(火)~6月30日(火)【予定】

■申請方法

郵送又は電子申請(<u>当面は郵送のみ</u>)で、申請書と添付書類を提出してください。 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、<u>ご持参による提</u>出はご遠慮ください。

・郵送の場合、簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法での提出をお願いします。

(宛先) 〒650-8772 神戸市中央区中山手通 兵庫県経営継続支援金事務局あて <郵便番号と宛名だけで届きます(住所記入不要)>

・WEB サイトでの電子申請も準備中です。準備が出来次第、公表します。

■申請に必要な書類

- ① 申請書
- ② 主な添付書類
 - ア 誓約書
 - イ 代表者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等の写しく住所、氏名、生年月日が分かるもの>)
 - ウ 令和2年3月1日以前から営業活動を行っていることが分かる書類(直近の確定申告書、開業届出書など開業していることがわかる書類)
 - エ 休業等の対象施設であることが分かる書類(営業許可証、施設の写真など)
 - オ 休業等の状況が分かる書類(店頭の休業告知チラシの写真、HP 上の告知文など)
 - カ [学習塾等、商業施設のみ]休業等施設の床面積が分かる書類(不動産賃貸契約書、固定資産税課税通知書など)
 - キ 平成 31 年 4 月及び令和 2 年 4 月(または令和元年 5 月及び令和 2 年 5 月)の売上が分かる書類(帳簿の写し等) ※令和元年 5 月 2 日以降に創業された方の売上の比較方法については募集要項をご覧ください。
 - * 様式はホームページからダウンロードできます。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/kyugyoshien.html 県内の市町、県民局・県民センター、商工会・商工会議所等でも申請様式の配付を予定しています。



■支援金の支払

申請受付から支給までは2~4週間を予定しています。

本支援金は県と市町双方の負担により行っていることから、市町の予算の議決がなされた後に お支払いすることをご了承ください。(県については 4/24 議決済、市町は4~5月にかけて市町毎に議決予定)

■要請に応じていただいた事業者の紹介

休業要請等に応じていただき、支援金を支給した事業者については、事業者名及び所在市町を、 県ホームページで原則公表します。

■支援金の返還

支援金受領後に対象要件に該当しないことが判明した場合、又は偽りその他不正の手段により支援金を受領した場合は、全額返還していただきます。

お問い合わせ

■経営継続支援金 相談ダイヤル

開設時間 午前9時から午後5時(土日祝日を含む毎日) 電話番号 078-361-2281(4/30~)

新型コロナウイルス感染症に関する 中小企業のための特別相談窓口(兵庫県内)

新型コロナウイルス感染症の影響が中小企業に広く及ぶなか、兵庫県では、県、 市町、商工団体など様々な機関が、事業者の課題に応じた相談に対応しています。 積極的にご活用下さい!



令和2年3月27日時点の情報です(※の窓口は土日祝日も対応しています) 相談受付曜日・時間は変更になることがあります

経営全般に関すること(事業・人材・労務・財務・資金繰り等)

●ひょうご・神戸経営相談センター(ひょうご産業活性化センター、神戸市産業振興財団、神戸商工会議所による共同設置)

	経営相談窓口((公財)ひょうご産業活性化センター)	平日	9:00~17:00	078-977-9079
※ 兵庫県。	兵庫県よろず支援拠点	平日	9:00~17:00	078-977-9085
		土日祝日	9:00~17:00	080-1400-9153
	神戸商工会議所中央支部	平日	9:00~17:15	078-367-3838

●関係団体の窓口 裏面をご覧ください

貸付・融資に関すること

●兵庫県の制度融資に関すること

兵庫県産業労働部地域金融室	平日	9:00~17:30	078-362-3321
---------------	----	------------	--------------

●信用保証制度や資金繰りに関すること

※ 兵庫県信用保証協会 毎日	9:00~17:00	078-393-3900
------------------	------------	--------------

●政府系金融機関による融資や資金繰りに関すること

日本政策金融公庫 神戸支店 中小	・企業事業	平日	9:00~18:00	078-362-5961
神戸支店 国民	民生活事業	平日	9:00~18:00	078-341-4981
神戸東支店 国民	民生活事業	平日	9:00~18:00	078-854-2900
明石支店 国民	民生活事業	平日	9:00~18:00	078-912-4114
姫路支店 国民	民生活事業	平日	9:00~17:00	079-225-0571
尼崎支店 国民	民生活事業	平日	9:00~17:00	06-6481-3601
豊岡支店 国民	民生活事業	平日	9:00~17:00	0796-22-4327

※休日電話相談(土日祝9:00~17:00)0120-112476(国民生活事業)、0120-327790(中小企業事業)

商工中金 神戸支店	平日	9:00~19:00	078-391-7541
姫路支店	平日	9:00~19:00	079-223-8431
尼崎支店	平日	9:00~19:00	06-6481-7501

※電話相談(毎日9:00~17:00) 0120-542-711

●セーフティネット保証制度及び危機関連保証制度の利用にかかる認定に関すること(市町窓口) 裏面をご覧ください

<関係団体の窓口>

●商工会議所

会議所名	電話番号	受付時間	会議所名	電話番号	受付時間
神戸商工会議所			西脇商工会議所	0795-22-3901	平日 9:00~17:00
中央支部	078-367-3838	平日 9:00~17:15	三木商工会議所	0794-82-3190	平日 9:00~17:30
東神戸支部	078-843-2121	平日 9:00~17:15	小野商工会議所	0794-63-1161	平日 9:00~17:00
西神戸支部	078-641-3185	平日 9:00~17:15	加西商工会議所	0790-42-0416	平日 8:30~17:30
尼崎商工会議所	06-6411-2254	平日 8:45~17:30	姫路商工会議所	079-222-6001	平日 9:00~17:00
西宮商工会議所	0798-33-1131	平日 8:45~17:30	相生商工会議所	0791-22-1234	平日 8:30~17:15
伊丹商工会議所	072-775-1221	平日 9:00~17:30	龍野商工会議所	0791-63-4141	平日 9:00~17:00
宝塚商工会議所	0797-83-2211	平日 9:00~17:30	赤穂商工会議所	0791-43-2727	平日 8:30~17:30
明石商工会議所	078-911-1331	平日 9:00~17:15	豊岡商工会議所	0796-22-4456	平日 8:30~17:30
加古川商工会議所	079-424-3355	平日 8:30~17:30	洲本商工会議所	0799-22-2571	平日 9:00~17:30
高砂商工会議所	079-443-0500	平日 9:00~17:00			

●商工会

商工会名	電話番号	受付時間	商工会名	電話番号	受付時間
芦屋市商工会	0797-23-2071		太子町商工会	079-277-2566	
川西市商工会	072-759-8222		上郡町商工会	0791-52-3710	
三田市商工会	079-563-4455		佐用町商工会	0790-82-2218	
猪名川町商工会	072-766-3012		宍粟市商工会	0790-62-2365	
吉川町商工会	0794-72-1406		豊岡市商工会	0796-42-4751	
加東市商工会	0795-42-0253	平日 9:00~17:00	香美町商工会	0796-36-0123	平日 9:00~17:00
多可町商工会	0795-32-2161		新温泉町商工会	0796-82-1152	
稲美町商工会	079-492-0200		養父市商工会	079-662-7127	
播磨町商工会	079-435-1630		朝来市商工会	079-672-2362	
姫路市商工会	079-336-1368		丹波市商工会	0795-82-3476	
神河町商工会	0790-32-0295		丹波篠山市商工会	079-554-1678	
市川町商工会	0790-26-0099		淡路市商工会	0799-62-3066	
福崎町商工会	0790-22-0558		五色町商工会	0799-33-0450	
たつの市商工会	0791-72-7550		南あわじ市商工会	0799-42-4721	

●兵庫県中小企業団体中央会 平日 9:00~17:30 078-331-2045

<セーフティネット保証制度及び危機関連保証制度の利用にかかる認定窓口>

市町	担当課名	電話番号	市町	担当課名	電話番号
地声士	経済政策課	078-360-3206	姫路市	産業振興課	079-221-2505
神戸市 	(神戸市産業振興センター)	0/8-360-3206	神河町	地域振興課	0790-34-0971
尼崎市	(公財) 尼崎地域産業活性化機構	06-6488-9565	市川町	地域振興課	0790-26-1015
西宮市	商工課	0798-35-3326	福崎町	地域振興課	0790-22-0560
芦屋市	地域経済振興課	0797-38-2033	相生市	地域振興課	0791-23-7133
伊丹市	商工労働課	072-784-8047	たつの市	商工振興課	0791-64-3158
宝塚市	商工勤労課	0797-77-2011	赤穂市	産業観光課	0701 42 6020
川西市	産業振興課	072-740-1162	小心心口	(4/1 より商工課)	0791-43-6838
三田市	産業政策課	079-559-5085	宍粟市	ひと・はたらく課	0790-63-3166
猪名川町	産業観光課	072-766-8709	太子町	産業経済課	079-277-5993
1910円円	(4/1 より商工労働課)	(072-767-6253)	上郡町	産業振興課	0791-52-1116
明石市	産業政策課	078-918-5098	佐用町	商工観光課	0790-82-0670
加古川市	産業振興課	079-427-9756	豊岡市	環境経済課	0796-23-4480
高砂市	産業振興課	079-443-9030	養父市	商工観光課	079-664-0289
稲美町	産業課	079-492-9141	朝来市	経済振興課	079-672-2816
播磨町	播磨町住民グループ	079-435-2364	香美町	観光商工課	0796-36-3355
西脇市	商工観光課	0795-22-3111	新温泉町	商工観光課	0796-82-5625
三木市	商工振興課	0794-82-2000	丹波篠山市	商工観光課	079-552-6907
小野市	産業創造課	0794-70-7137	丹波市	新産業創造課	0795-74-1464
加西市	産業振興課	0790-42-8740	洲本市	商工観光課	0799-24-7613
加東市	商工観光課	0795-43-0531	南あわじ市	商工観光課	0799-43-5221
多可町	商工観光課	0795-32-4779	淡路市	商工観光課	0799-64-2542